

労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 3 項において、通知対象物（※）を譲渡し、又は提供する者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じない化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する場合には、通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、又は置き換えた化学名等を定め、これを通知することにより、法第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める通知に代えることができるとされているところである。
- （※）労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのあるものとして、法第 57 条の 2 第 1 項において、文書（SDS）の交付等が義務付けられているもの。
- 当該規定が適用される成分については、労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和 8 年厚生労働省告示第 42 号）により、日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類（以下、「国が行う GHS 分類」という。）の結果により、重篤な健康障害を生ずる有害性クラス（生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性）において有害性区分に該当せず（当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを含む。）、かつ、特定の有害性クラス（呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露））において区分 1、急性毒性において区分 1 から 3 までに該当しない物等（以下「該当する分類結果のいずれにも該当しないもの」という。）として、令和 7 年 3 月 31 日までに分類されたものとされている。
- 例えば、デカン酸については、過去に国が行う GHS 分類の結果により「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」が区分 1 となっていたことからリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものには該当しないものとされていたが、今般、令和 7 年度の国が行う GHS 分類の結果により、当該区分が区分 1 に該当しないこととなった。このため、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものについては、デカン酸と同様、令和 7 年度の国が行う GHS 分類において該当する分類結果のいずれにも該当しないものとなったものも新たに対象となるよう、令和 6 年度までに国が行う GHS 分類において該当する分類結果のいずれにも該当しないものとなったものに加え

て、令和6年度までに国が行うGHS分類において該当する分類結果のいずれかに該当するとなったもののうち令和7年度の国が行うGHS分類において該当する分類結果のいずれにも該当しないものとなったものを対象とする。

- また、過去に国が行うGHS分類において該当する分類結果のいずれにも該当しないものとなったものが令和7年度の国が行うGHS分類において該当する分類結果のいずれかに該当することとなった場合には、通知対象物を譲渡し、又は提供する者におけるGHS分類の変更に伴うSDS作成等の対応期間を確保する必要があるため、経過措置を置くこととする。なお、令和7年度の国が行うGHS分類は令和11年4月1日から運用される予定であるため、本経過措置は令和11年3月31日までとする。

2. 改正の概要

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものの範囲のうち、国による危険性・有害性の分類に係る範囲について、「それぞれイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しない物（ただし、国が行う同分類にあつては、令和7年3月31日までの国が行う同分類の結果に基づくものに限る。）」から、「それぞれイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しない物（ただし、国が行う化学品の分類にあつては、令和7年3月31日においてイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しないもの及び令和7年3月31日においてイからハまでに掲げる分類の結果のいずれかに該当するもののうち令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間にイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しないこととなったものに限る。）」と改正する。
- 国が行う化学品の分類に当たり、第2号に規定する令和7年3月31日においてイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しないもののうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において同号イからハまでに掲げる分類の結果のいずれかに該当することとなったものは、令和11年3月31日までの間、当該分類の結果のいずれにも該当しないものとみなすこととする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第34条の2の6の2

4. 施行期日等

- 告示日：令和9年2月（予定）
- 適用期日：告示の日